

平成十九年二月二十七日受領  
答 弁 第 七 六 号

内閣衆質一六六第七六号

平成十九年二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務事務次官のモスクワ出張への欧州局長、ロシア課長の同行の必要性に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務事務次官のモスクワ出張への欧州局長、ロシア課長の同行の必要性に  
関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、例えば、原田親仁外務省欧州局長については欧州局の所掌に係る国及び地域の情勢等に関して、また、松田邦紀ロシア課長については日本国とロシア連邦との二国間の問題等に関して、それぞれが谷内正太郎外務事務次官を補佐する役割である。

二から四までについて

外務省においては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に従って、出張の際の航空券が購入されており、御指摘の交通費は、同法の規定に従い、ビジネスクラスの航空運賃である。外務省としては、当該支出は適当であったと考える。

五について

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条第一項第四号の規定により、非課税所得とされている。